

6 臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援 臨時福祉給付金（障害・遺族年金受給者向け給付金）について

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い所得の低い方々の影響を緩和するため、また「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい年金受給者を支援するため国が実施する臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金について、市が給付事務を行ったところであります。

本給付金に関する申請受付期間は、平成28年12月22日で終了いたしました。12月末の申請状況は、以下のとおりとなっております。

【臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の支給状況】

(平成28年12月28日現在)

	臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
対象見込者数 (a)	19,905 人	828 人
申請者数 (b)	18,040 人	782 人
支給者数 (c)	17,511 人	756 人
申請率 (b)/(a)	90.63 %	94.44 %

(参考)

1 申請受付期間

平成28年9月20日（火）～12月22日（木）

2 支給対象者等

(臨時福祉給付金)

- ・平成28年1月1日時点で、本市の住民登録に登録されている方
- ・平成28年度分の市民税（均等割）が非課税の方

※市民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者は対象外（障害・遺族年金受給者向け給付金）

- ・平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
- ・高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金（3万円）を受給していない方

3 支給額

(臨時福祉給付金) 対象者1人につき3千円

(障害・遺族年金受給者向け給付金) 対象者1人につき3万円

<担当 健康福祉部 地域福祉課 臨時福祉給付金室 24-2111 内線524>